

## 令和3年度国民健康保険保険者努力支援制度(市町村分)に係るQ&amp;A(その2)

共通指標の4(2)「個人への分かりやすい情報提供の実施」評価指標⑤について

問1 「マイナンバーカード取得促進等」の取組について、対象とする保険者の事業はどのようなものになるか。

(答)

国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)の更新や、保険料賦課決定通知等、概ね全ての被保険者を対象とする事業が該当します。

問2 「マイナンバーカード取得促進等」の取組について、医療費通知は全被保険者対象の事業とはならないと考えられるが、本指標において評価の対象になるか。

(答)

概ね全ての被保険者に通知されると想定されることから、医療費通知についても評価の対象となります。

問3 「マイナンバーカード取得促進等」の取組とは、具体的にどのような取組が評価の対象なるか。

(答)

例えば、概ね全ての被保険者を対象とする送付物にマイナンバーカード申請書類やリーフレットを同封することが考えられます。

問4 「マイナンバーカード取得促進等」について、「等」にはどのような取組が含まれるか。

(答)

マイナンバーカードの被保険者証利用を想定しております。

問5 「マイナンバーカード取得促進等」について、医療費通知の裏面を活用した周知を考えているが、裏面に「マイナンバーカード取得してください」の一文を記載すれば、評価の対象となるか。

(答)

評価の対象となりません。

医療費通知裏面に記載を行う場合、裏面の2分の1以上のスペースを活用した取得促進等に関する内容の掲載が必要です。

問6 「マイナンバーカード取得促進等」について、封書を送付する際、封書に「マイナンバーカードを取得してください」と記載すれば、評価の対象となるか。

(答)

評価の対象となりません。

実施内容について、マイナンバーカード申請書類やリーフレットを同封する事が考えられます。

問7 「マイナンバーカード取得促進等」について、マイナンバーカード申請書類、リーフレットについては、一方の媒体だけ送付することでも評価の対象となるか。

(答)

双方を送付することは必須ではございませんが、マイナンバーカードの取得促進に係る取組は必須です。

マイナンバーカード申請書類を送付する場合、リーフレットも同封することでより効果的な取組になると考えられます。

問8 「マイナンバーカード取得促進等」の取組について、周知内容はマイナンバーカードの被保険者証利用のみでも評価の対象となるか。

(答)

マイナンバーカードの取得促進に係る取組は必須です。

これにあわせて、マイナンバーカードの被保険者証利用についても周知いただくことでより効果的な取組になると考えられます。

問9 「マイナンバーカード取得促進等」について、自治体として「マイナンバーカード取得促進等」の通知を全住民に送付しているが、評価の対象となるか。

(答)

評価の対象となりません。

国民健康保険所管課として「マイナンバーカード取得促進等」の取組の実施が必要です。